

# 災害関連緊急事業に 関する説明会

【法大神地区】

平成30年11月9日

横浜三部集会所

広島県西部建設事務所

1

## 事業の目的

○災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等が発生した地域について、  
急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施工する  
ことにより、再度災害の防止を図る。



参考：急傾斜地崩壊対策施設

2

## 事業箇所



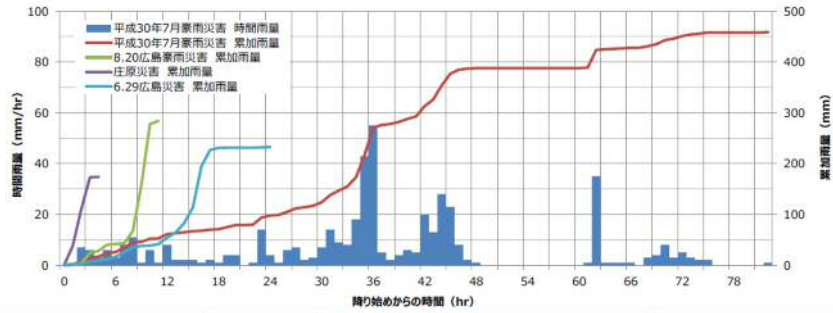
## 平成30年7月豪雨の概況

- ・7月4日に日本海中部で台風7号が温帯低気圧に変わり、温帯低気圧からのびる梅雨前線が西日本に停滞し、温かく湿った空気が流れ込んだため、6日昼過ぎから7日朝にかけて大雨となり、22市町に大雨特別警報が発表された。
- ・7月6日12:00～7月7日12:00の24時間雨量は、南西部、南東部、北東部で200mm以上を観測。
- ・北東部の特に多いところでは250mm以上、南西部の特に多いところでは350mm以上を観測。



## 平成30年7月豪雨の気象状況について

- 過去の災害と比較して、累加雨量※は1.6~2.6倍、降り始めから降り終わりまでの時間は3.4~20.5倍

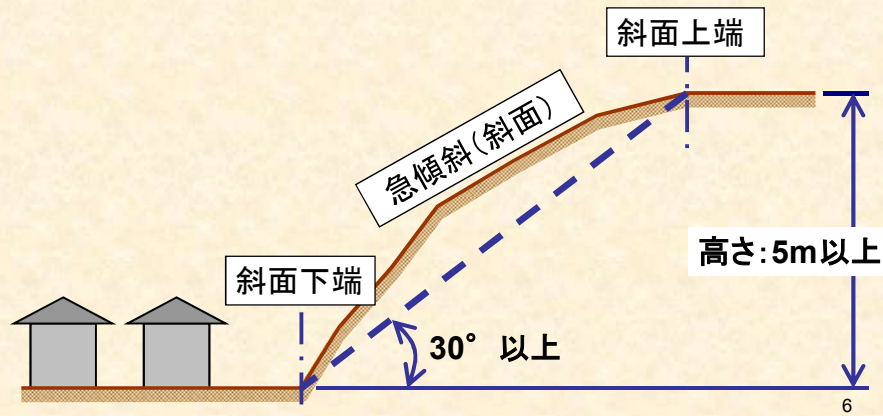


| 災害          | 累加雨量         | 降り始めから降り終わりまでの時間 | 観測所                        |               |
|-------------|--------------|------------------|----------------------------|---------------|
| 6.29広島災害    | 232.5mm      | 24hr             | 1999/6/28 23:00~6/29 23:00 | 八幡川橋 (広島市佐伯区) |
| 庄原災害        | 174mm        | 4hr              | 2010/7/16 15:00~19:00      | 大戸 (庄原市)      |
| 8.20広島豪雨災害  | 284mm        | 11hr             | 2014/8/19 18:00~8/20 5:00  | 三入 (広島市安佐北区)  |
| 平成30年7月豪雨災害 | <b>459mm</b> | <b>82hr</b>      | 2018/7/5 8:00~7/8 18:00    | 天応 (呉市)       |

※降り始めから降り終わりまでの一連の降雨量の積算値。

## 急傾斜地とは？

- 斜面角度 $30^\circ$  以上・斜面高さ5m以上



## がけ崩れについて

- 地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。



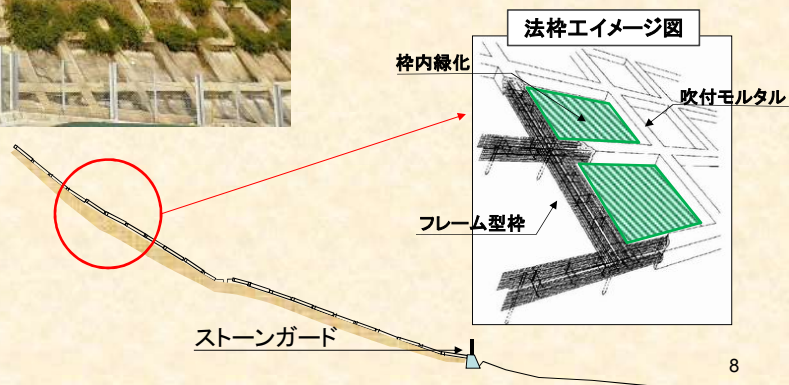
7

## 急傾斜対策について



### 法枠工

法枠工は、法面の風化・浸食を防止するとともに、法面表層の崩壊を抑制する目的で作る施設です。

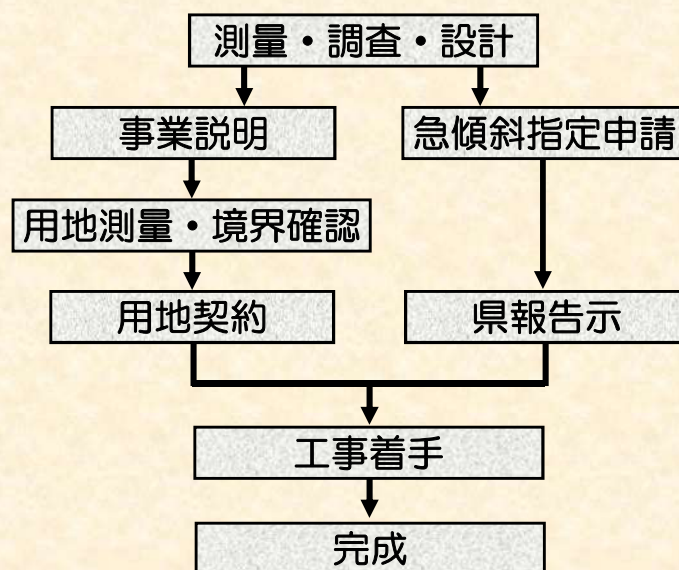


8

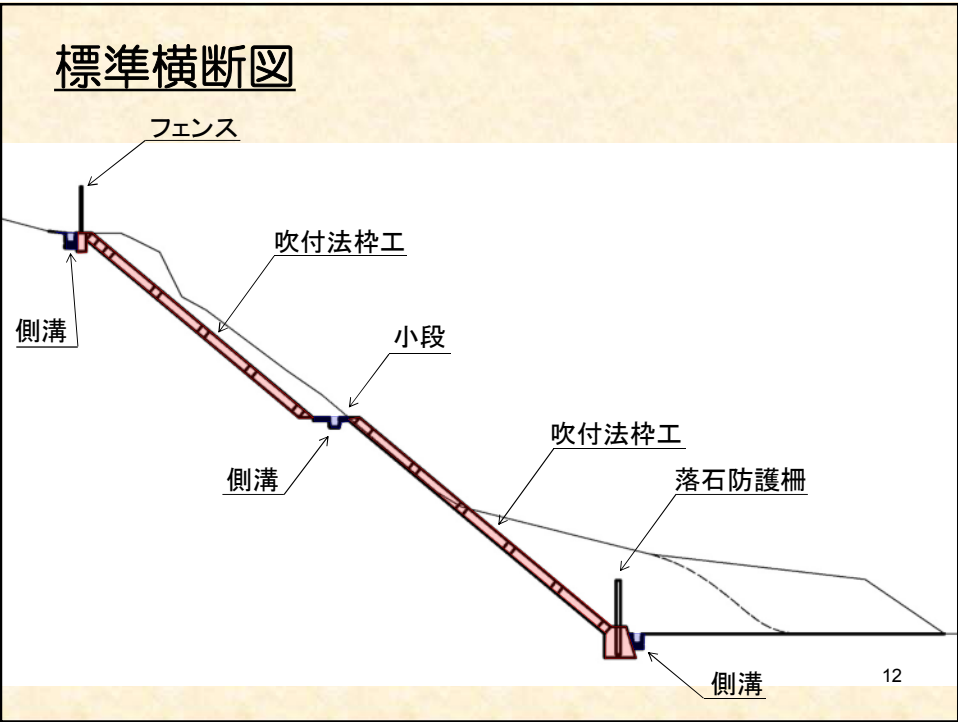
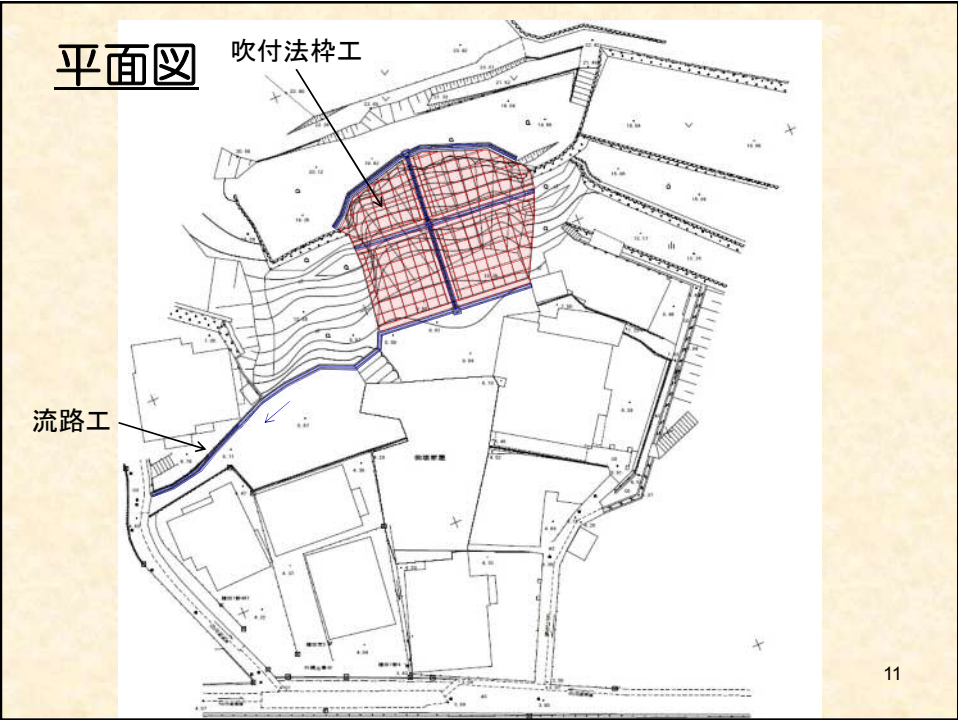
# 事業の流れ

9

## 事業工程および今後のスケジュール



10



## 用地境界立会について

用地契約に先立ち、土地と土地との境界を確定する必要があります。

その際には、原則、土地所有者が土地の境界を現地立会の上で確認していただく必要がありますので、ご出席をお願いします。  
(関係者には改めて連絡します)

13

## 事業を実施するにあたって

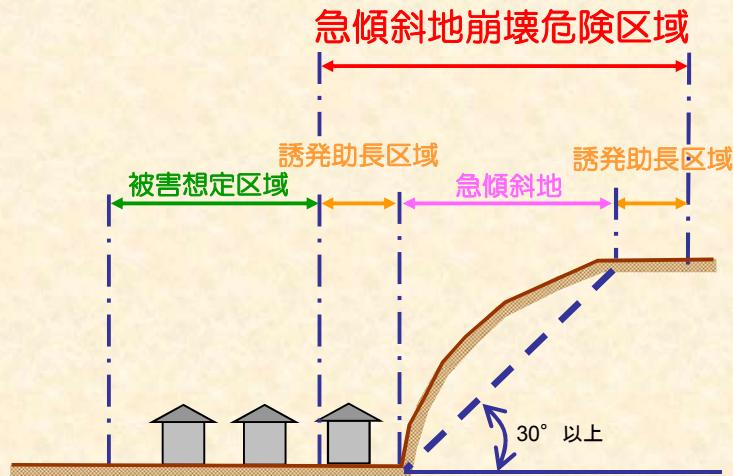
【急傾斜地崩壊危険区域】に指定する必要があります

### ○指定基準

- 高さが5m以上の急傾斜地
- 崩壊により危害が生じる恐れのある官公署、学校、病院、旅館等又は5戸以上の人家がある急傾斜地
- その他知事が法第17条第1項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要があると認める急傾斜地

14

## 急傾斜地崩壊危険区域について



※誘発助長区域：急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれのある区域

※被害想定区域：急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域

15

## 事業を実施するにあたって

【急傾斜地崩壊危険区域】に指定するためには、土地所有者の同意が必要となります。

指定できない場合は、工事が実施できませんのでご協力をお願いします。

急傾斜地崩壊対策施設の設置箇所について、県が無償借地により、実施します。

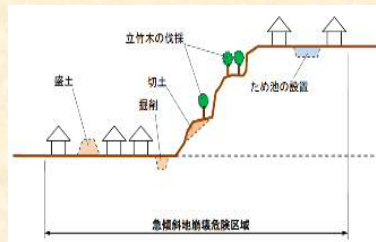
16



## 事業を実施するにあたって

【急傾斜地崩壊危険区域】においては、次に掲げる行為は広島県知事の許可が必要となる制限行為があります。

1. 水を放流し、又は停滞させる行為や水の浸透を助長する行為
2. ため池、用水路等の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造
3. 法切、切土、掘削又は盛土
4. 立木竹の伐採
5. 土砂の採取又は集積
6. 木竹の滑下又は地引きによる搬出
7. その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為



17

## 事業に関する問合せ先

広島県西部建設事務所 広島市南区比治山本町16-12

【工事に関すること】

災害復旧チーム TEL 082-250-8162

担当：森上・山本

【用地・補償に関すること】

用地第一課 TEL 082-250-8152

担当：間世田・平塩

18